

後期高齢者医療制度 のお知らせ

お問い合わせ
市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

平成24・25年度の保険料率は、
これまでと変わりません。

平成24・25年度の保険料は、
「均等割額」が1人当たり3万5300円、
「所得割率」が7.15%となり、
これまでの保険料率を据え置きます。

◆ 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \text{(年額)} \\ \hline \text{限度額55万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \text{1人当たり} \\ \text{3万5300円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(前年中の総所得金額等 - 基礎控除額33万円)} \\ \times \text{所得割率7.15\%} \\ \hline \end{array}$$

◆ 保険料の軽減制度

均等割額の軽減

世帯の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の所得の合計	軽減割合	軽減後の均等割額(年額)
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下 (他に所得なし)の世帯	9割	3,530円
33万円以下の世帯	8.5割	5,295円
33万円+(世帯主を除く被保険者数×24万5千円)以下の世帯	5割	1万7,650円
33万円+(被保険者数×35万円)以下の世帯	2割	2万8,240円

所得割額の軽減

被保険者個人の所得状況に応じて「所得割額」が軽減されます。

被保険者本人の所得状況	軽減割合
賦課のもととなる所得金額が58万円以下(総所得金額等 - 基礎控除額33万円 = 58万円以下) ※年金収入のみの場合は、年額211万円以下	5割

平成24年度の保険料(4月～翌年3月の12か月分)については、
下記の3通りの納付方法で納めていただきます。

- 普通徴収(納付書払い・口座振替)の方
7月～翌年3月の9回で納めていただきます。保険料額は7月中旬に個人宛にお知らせします。
- 前年度より継続して特別徴収(保険料の年金天引き)の方
年金支給日に保険料を天引きします。
仮徴収期間(4、6、8月)・・・原則、平成24年2月の徴収額と同額を3回納めていただきます。
本徴収期間(10、12、翌年2月)・・・確定した年間保険料額から仮徴収された額を差し引いた残額を3回に分けて納めていただきます。
天引き額は9月初旬までにお知らせします。
- 今年度から特別徴収となる方
特別徴収が開始となる月以降の年金支給日に保険料を天引きします。
特別徴収が開始される際には「特別徴収開始通知書」をお送りしお知らせします。

※ 特別徴収(年金からの納付)を希望しない方は、手続きにより「口座振替」を選択できます。

納税通知書が届きましたら、必ず開封して内容をご確認ください。
間違いやご不明な点などお気付きの際にはお問い合わせください。

